

Title	日欧比較中世文書研究の実践と論点：モノと場の共有をとおして
Author	高橋, 一樹
Citation	市大日本史. 25 巻, p.2-22.
Issue Date	2022-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

日欧比較中世文書研究の実践と論点

—モノと場の共有をとおして—

高橋 一樹

はじめに

前近代の日本、とりわけ中世を対象とする文献史学では、当時の文書と記録を史料としてもちいる比重がきわめて高い。中世史研究の一環として、史料それ自体のありようを論じようとすれば、中世の人びとが作成・利用した文書や記録はどういうモノだったのか、という視点がとても大切になる。

私たちが史料とみなす性格づけは、中世の文書や記録の帯びるメディアとしての一面をあらわすに過ぎない。中世社会の文書や記録が個々に期待された特定の役割について、その様態を生成から利用、保存・廃棄の各局面と担い手の階層性に留意しながら、同時代の多様なコミュニケーション手段にしめる特質とともに明らかにする必要がある。

とくに文書の場合、古代日本におけるその出発は、国家による統治や行政のツールであるところに本質をもとめる。ゆえに、そこから文書というメディアがどのようなようにみ出していったか、という中世以降の明確な問いを立てることができる^①。本稿で取り上げる日欧比較の

観点からすると、すでにこうした課題の設定は、日本側に大きなメリックがあることに気づかせてくれる。

中世の時間的前提をなす古代に関して、西欧では現存する文書の原本が皆無に近く、多くを想定から出発せねばならない。対する日本では、七世紀以降の文書木簡や八世紀の正倉院文書をはじめとして、少なからず伝来した原本の多角的な検討が可能であり、実際に二〇世紀末から著しい研究の進展をみている。私には、このまたとない好条件を中世側で十分に生かし切れていないようにもみえる。日本中世の文書実践^②については、古代からの展開過程を実証的にたどることができ、おもな担い手（官僚や寺社など）が残した日記などの記録からも精細な検証を行いうる、研究方法上のアドバンテージがあることを強調しておきたい。

本稿はこうした認識のもとに、歴史学に内在する比較という方法から中世文書論に寄与するための基礎作業のひとつとして、日欧にまたがる自己のわずかな経験をふりかえり、その途上で学び得られた知見や論点のいくつかを整理・紹介することを目的とする。

なお、行論上の必要から、私が報告者として参画することのできた

比較史に関するイベントと報告タイトルを年代順に列記しておく（史料論をメインテーマとするものに*を付す）。

- *二〇〇一年四月 国際研究集会「日英中世史料論」熊本大学
 「鎌倉幕府の授受文書の保管と利用」
- 二〇〇四年一月 国際シンポジウム「中世：多極と分権の時代」
 ボン大学
 「荘園制と都市・村落」
 国際中世学会二〇〇五 リーズ大学
 “Keeping Records: Judicial Process and Recording System in Medieval Japan”,
 国際研究集会「中世の城の発展と終焉」フランス国立ヨーロッパ地中海文明博物館
- 二〇〇五年九月
 「中世後期の居館、城館と社会階層」
 国際中世学会二〇〇六 リーズ大学
 “Confirmation Charter and Letters of Judgment: Some Aspects of Japanese Vassalage”
 二〇一五年三月
 D・バルテレミ氏主宰の比較史共同研究
 パリ第4大学
- *二〇〇六年七月
 “Confirmation Charter and Letters of Judgment: Some Aspects of Japanese Vassalage”
 二〇一五年三月
 「日本中世の武士をめぐる歴史的特質」
- *二〇〇六年九月
 国際シンポジウム「オスマン朝と中近世日本における国家文書と社会動態」アンカラ大学
 「日本中世における裁判文書の作成・保管」
 国際研究集会「アーカイブス、権力、社会（中世・近世の西欧とアジア）―文書管理に働くさまざまな力―」フランス国立古文書学校
 「日本中世の国家機構における文書の作成・保存と廃棄」
 二〇一五年十二月
 国際シンポジウム「アジアからみたワクフ比較研究」東洋文庫
 「日本中世における土地寄進とその機能」
- *二〇〇七年六月
 国際研究集会「アーカイブス、権力、社会（中世・近世の西欧とアジア）―文書管理に働くさまざまな力―」フランス国立古文書学校
 「日本中世の国家機構における文書の作成・保存と廃棄」
 二〇一七年三月
 CHD Technical Colloquium ストラスブル大学
 「日本中世の文書とその研究動向」
- *二〇〇七年七月 国際中世学会二〇〇七年 リーズ大学
 “Documents and Voice in Courts”
- *二〇〇八年八月 西洋中世史料論研究会「史料とはなにか」九州大学
 「日本中世文書の体系とその歴史的性格―証書系文書と内部資料―」
- *二〇〇九年一月 研究集会「中世古文書学（文書形式学）の現在」慶応義塾大学
 「古文書学と史料学―日本中世を中心に―」
- *二〇一三年一月 国際研究集会「西欧および日本中世の都市空間における私文書の公証」ストラスブル大学
 「中世日本における私文書の公証とその方法」
 国際研究集会「儀礼・象徴・意思決定」テュービンゲン大学
 「日本中世の天皇文書と儀礼」

I 比較文書論との邂逅

歴史学は異なる時空のあいだを対比的に分析することを常とする。それを可能にするのは史料であるが、日本史学が素材としての史料を自ら自体を地域間の比較対象とするようになったのは、いつ、どのような背景によるものなのか。

いまの私にはそれを厳密にあとづける能力も準備もない。しかし、一九九〇年代を中心とした比較中世史料研究会の活動は、特定の時期区分に限定されるとはいえ、日本・アジア・ヨーロッパの歴史研究者が自他の史料をとりまく諸問題の共有を強く意識して継続された、ごく初期の実践であったことはまちがいない。^③

この時期、私は、同研究会を主宰した河音能平氏から研究上の指導を受ける恩恵に浴した。しかし、当時の私には比較史料論に関する漠然とした興味はあっても、日本中世以外の史料に関する基礎的な知識すら欠如しており、研究会への参加はおろか、河音氏から個別にこのテーマでの助言を受けることもなかった。ゼミでは、朝河貫一氏が入来院文書の英訳とその分析をまとめた「The Documents of Iriki」^④の参照を奨められたことが印象深い。

一九九六年に河音氏が上梓した『世界史のなかの日本中世文書』（文理閣刊）は、そうした私にとって、中世の比較史料研究を具体的にイメージするうえで数少ない導きの糸であった。ほどなくして、国立歴史民俗博物館の教員に採用され、豊かな史料原本と日常的に接する研究環境に身を置くと、先達の成果を傍観するだけでは許されない試練が待ち構えていた。熊本大学の鶴島博和氏と春田直紀氏が、日英の研究者による中世史料論の研究集会を企画され、鎌倉幕府の授受文

書に関する報告を私に割り当てられたのである。

二〇〇一年四月に開催された国際研究集会「日英中世史料論」（以下、日英集会）であるが、これにかかわるあらゆる経緯は、私が以後の比較研究に取り組むトリガーとなった。日本史に不案内な国内外の研究者との議論において、史料用語そのままを概念化した説明のしかたを拒む鶴島氏の揺るぎない姿勢、そして中世の西欧と日本をそれぞれ基盤とした森本芳樹氏と村井章介氏が紡ぎ出す、史料に即した比較の論点に魅了されたからである。

もとより「統治と文書」セッションでの報告を通じて、個人的な研究テーマに直結する大きな示唆を得たことは言うまでもない。中世の西欧では、統治の機構や吏僚の整備・拡充と実務能力の向上にともない、文書や帳簿といった書面の発給に関する質・量の増大が現象する。かたや中世日本では、古代国家の官僚制とリンクして体系化された文書システムからの変容という文脈のもとに、ともすると連続面が自明視される傾向が強かった。

しかし、一二世紀末の内乱を介して中央政府の外側に成立した軍事政権とその麾下に属する武士たちの文書実践は、むしろゼロベースに近い水準から構築されていくのではないか。その過程に既存の統治組織に蓄積された人材や技術・知識、あるいは被支配階層との文書授受などがいかに作用するのか。中世イングランド王の財政記録であるパイプ・ロールとの論理レヴェルでの比較は、こうした壮大な着想に私を導いてくれたのである。^⑤

企画者の説明によれば、日英集会を構成する5つのセッションは、中世の日英で比較可能な史料の類型として設定されたという。その基本的な枠組みは、西欧の証書や所領明細帳といった分類にもとづく。

もちろん対置することは不可能ではないものの、日本側には裁許状や安堵状、検注帳など、史料用語を多用しながら細分化された機能にもとづく区分があるにとどまる。まずはこの史料類型の日欧における違い、なかでも特定の類型の有無や齟齬、それが共通理解の土台を危うくする可能性を議論の現場で感じ取ることになった。

その一方で、文書を含む日欧の中世史料論が、ほぼ同時期から新機軸のもとに類似の学問的状况にあることも知った。日本側では「文書史」とか「機能論」といったことばで総括的に表現される研究動向がある。森本芳樹氏のコメントはL・ジェニコの提示した「史料の生命」をふまえて、伝統的な文書学に対する批判のうえに立った中世史料論の潮流のなかに、日英集会の趣旨と各報告を位置づけようとした。さらに幸いだっただのは、日英集会で通訳をつとめたユーディット・フレリッヒ氏の知遇を得て、彼女が翌年に公表した「日欧中世史料論についてのノート」⁷⁾にも多くを学ぶことができたことである。

すでに一九九二年には、日英集会にも参加された岡崎敦氏が中世史料学の日欧比較に関する切れ味鋭い論点を日本史側に突き付けていた。⁸⁾その岡崎氏とも議論を交わしてきたフレリッヒ氏は、より日本側の研究蓄積に内在した論点の深掘りを試み、なぜ日本で独自に文書機能論の発想と形式・様式論からのパラダイム転換がおきたのかについても、近代日本に特有の「文書」概念のありかたから説き及んでいる。西欧中世の文書研究において、日本の中世文書研究が参照・引用されはじめているとの紹介も新鮮な驚きであった。

日英集会を総括する村井章介氏のコメントは、前々年公表の同氏「中世史料論」に日欧比較の視点を加味した、まさに至言ともいえるべき論点⁹⁾が整然と語られている。とりわけ「文書の責任範囲」は、文書

の成立事情への沈潜による内容理解を前提としながら、各文書から抽出しうる歴史情報の限界を厳密に見極めるべきという提言で、私が史料に接する際の基本的な姿勢を根底から律することになった。

それは真偽判断の範疇をこえて、岡崎氏がM・T・克蘭チー『記憶から文字記憶へ』の指摘を媒介に重大な関心を寄せる問題とも深く切り結ぶ。中世社会では口頭との関係から文書・記録などの意味や機能を考えねばならず、文書にはなにが書かれ、なにが書かれていないのか、という論点に帰結する史料への実践的な向き合い方が示されているからである。

さらに、前述した日欧間での研究動向をも意識しながら、村井氏のコメントに接した私の脳裏をよぎったのは、つぎの二点であった。

第一に、文書の公・私に関する区分である。日英集会の質疑で、国王の証書をめぐる公・私の分け方がイングランド側に問われた途端、議論が暗礁に乗り上げたこともあり、村井氏は日本中世の事例と論理に慎重な吟味を加え、西欧側にもそのメリットがあることを説いた。当時の筆者にはその真意を十分に汲み取る能力はなかったものの、なにより気になったのは、中世の文書を分類するうえでの「公」と「私」の判別はどのようなになされ、その含意するところはなにか、という素朴な疑問であった。

のちに知ることだが、西欧では伝統的な公文書と私文書の区分が公証の問題以外に現在ではほとんど用いられず、公・私の別による文書史料の類型化が未発達な日本と結果的によく似た研究状況となっている。これも日欧双方に共通の「ゆるやかな」文書史料のとらえかたに連なる現象といえようが、中世の同時代における「公」「私」観念ともかかわって、概念の比較ではなく、文書史料という物質的基盤(文

言や形式・様式にとどまらず)に即した「公」「私」の区別は付けうるのか、という関心が私のなかで頭をもたげていくことになる。¹⁾

第二には、村井氏が文書のライフヒストリー把握の具体的方法として「文書の層序学」を掲げたことである。日本中世の文書には、複数の人物による異なった目的のもとに文字などの可視情報が同一の紙面に同居するケースが多々みられる。一四世紀の内乱期に激増する武士の戦功認定文書(軍忠状など)を典型とした「複合文書」が想起される。村井氏はこの「複合文書」と概念化された史料状況とその解析手法が機能論の観点から広範な文字史料に敷衍でき、しかも異文化間の比較史料論でも普遍的な論点となりうることを提案した。

中世の文書などを構成する諸要素と役割の変化、その形態や支持体とのかかわりを、時々の社会的コンテクストに即して読み解く。村井氏はこれを機能の遷移に裏打ちされた文書史として集約的に整理してみせたのである。そのうえで、鎌倉幕府の訴訟で授受される文書の端裏銘や裏花押・裏書の機能を論じた筆者の報告にも言及しながら、文書原本についての精密な調査と着実な知見の獲得を村井氏が強調したのには大いに勇気づけられる。

森本・村井両氏もふれているが、日英集会の同じセッションでS・チャーチがひろげた、一二世紀のパイプ・ロールの複製に参加者の視線と興味が集中した場面も、いまだ鮮明な記憶が残る。文書などの史料原本を実見する場と情報の共有、そこでの質疑の応酬が、比較史料論のさらなる進展に寄与することを、博物館に所属する私に予感させたのである。

さて、熊本の日英集会から一六年後、二〇一七年三月に開催されたCommission Internationale de Diplomatie (以下、CID)の総会・

コロックにおいて、私は日本中世文書史料の概要と近年の研究動向を報告する機会を与えられた。CIDは現代の西欧を中心に文書形式学者らが参加する世界的な組織で、そのコロックにおいて日本の古文書や史料学を本格的に取り上げるのは初めてのことだという。

コロックを企画・運営したストラスブル大学のB・M・トゥク氏は、岡崎敦氏とともに、二〇一三年一〇月に同大学で中世における私文書の公証をテーマとする日欧比較の国際研究集会を成功させていた。その数年前には、岡崎氏の招きで来日を果たし、列島の各地で講演をこなす一方、私が勤務していた歴博で、4時間近くも中世史料の原本を熟覧しながら議論を続けたこともある。

こうした経験の積み重ねと信頼関係の醸成、なによりトゥク氏の知的欲求こそが、ストラスブル大学を会場とする比較史料論の講演内容に、日本の文書史料とその学的体系を選択させる要因となった。それは、コロックに先立つCID総会において、組織を束ねるO・ギョジャン氏の挨拶でも高い関心とともに明快に語られた。氏自身、フランスの国立古文書学校教授として、日本の史料研究と密接な交流を保ち、なかでも二〇〇七年六月にはパリの国立古文書学校において、やはり岡崎氏との協力による国際研究集会「アーカイブス、権力、社会(中世・近世の西欧とアジア)」を成功裏に終えている。

トゥク・岡崎両氏からの期待に対して、私の報告が十分に伝えられたとは到底思えない。しかし、熊本以来、過去十数年におよぶ比較史料研究の各種プロジェクトに参加を許されてきた経験にもとづき、日本中世の文書史料研究の現状をできるかぎり俯瞰し、多国・地域間での比較の素材に供するべく発信する好機であり、岡崎氏との議論を経て、CIDコロックでの報告は以下の諸点を軸に構成することにした。

・様式・形式論の偏重から機能論に重心をおいた文書史料研究の動向

・史料論の進展による伝来・機能の諸形態と支持体（料紙など）への関心の高まり

・古代文書の原本に立脚した実証的・理論的な研究の蓄積と中世文書研究の課題

・古代の行政文書から中世社会での文書実践の階層的・空間的ひろがり

近年の研究動向に関する私のとらえかたは、二〇一五年刊行の『岩波講座日本歴史』第二一卷史料論に寄せた拙稿¹²⁾で示した理解がベースにある。これをさらに具現化するべく、(1)証書としての機能を保証する印から花押、そして両者併存への変化、(2)音声の書面化と文書化・証書化の進展、(3)同一紙面に複数の法行為にもとづく記載を載せる文書などの通時的生成、(4)書簡体文書の多用と証書化、形式の多様化および儀礼的性格の拡大、(5)発給・受給の双方で観察される文書コピー集の作成と機能、(6)地域社会でライフサイクルが完結する文書などの研究フロンティアの開拓、といったトピックを画像をもとに紹介した。報告後の質疑では、歴史学と古文書学との関係、文書の形式・様式の分類方法、字種の使い分け、日付の特徴（和暦の問題）など多岐にわたり、長めに設定された討論時間が不足するほどであった。二〇〇二年に渡辺節夫・近藤成一両氏の共著で日欧比較の観点から日本中世の書簡体文書を中心に論じた研究がフランス国立古文書学校の叢書に掲載されたが、それ以降の日本の中世史料学や古文書学の研究成果がグローバルな発信力を欠く状況の裏返しであることも痛感した。

CIDコロックの報告で取り上げた右の論点は、日英集会での報告

や討論に基礎をもつ内容だけでなく、同集会後の十数年間に参加した多国間の比較史料研究を通じて考えてきたことが少なからず反映されている。章をかえて言及していくことにしたい。

II 異なる「文書」定義からの省察

各報告時におけるハンドアウト等をもとに成稿した論文を含む書籍等（日本国内で刊行されたものに限る）をつぎに掲げておく。

① 鶴島博和・春田直紀編『日英中世史料論』（日本経済評論社、二〇〇八年）。

② 近藤成一、デトレフ・タランチェフスキー他編『中世 日本と西欧』（吉川弘文館、二〇〇九年）。

③ 国文学研究資料館編『中近世アーカイブズの多国間比較』（岩田書院、二〇〇九年）。

④ 岡崎敦編『西欧中世文書の史料論的研究』平成20年度研究成果年次報告書（九州大学大学院人文科学研究院、二〇〇九年）。

⑤ 渡辺浩一責任編集『人間文化研究資料の多元的複眼的比較研究』（人間文化研究機構、二〇一〇年）。

⑥ 小島道裕編『武士と騎士』（思文閣出版、二〇一〇年）。

⑦ 渡辺浩一他編『契約と紛争の比較史料学』（吉川弘文館、二〇一四年）。

⑧ “Comparative Study of the Waqf from the East” ed. Toru MURA, TOYOBUKUNO, 2018.

⑨ 小口雅史、マーク・メルジオヴスキ他編『儀礼・象徴・意思決定』（思文閣出版、二〇一二年）。

これらのほかに、ディスカッサントなどとしての参加を通じて寄稿

した書籍のうち、日本中世文書を比較対象に含む最近の成果を付記する。

⑩「ユーラシアの東西における古文書学の現在」〔史苑〕七五巻二号、二〇一五年）。

⑪小島道裕他編『古文書の様式と国際比較』（勉誠出版、二〇二〇年）。

各イベントの開催母体は、国内外の各種事業や共同研究などバリエーションに富み、シンポ等の前後には、ほぼ必ず現地の文書史料に関する原本調査と質疑の機会が得られたことを特筆したい。また、これ以外にも、史料原本を前にした調査や討議、少数数での研究会などが、枚挙にいとまがないほど設けられた。個々の概要については詳しく述べることができないため、さしあたり①～⑩に付載される活動記録を参照していただきたい。

さて、②以降の報告ペーパーでは、いずれも日本の中世史や史料の概要、近年の研究状況を専門用語に頼ることなく叙述することをみずからに課した。日欧それぞれの史料状況や文書学・史料学の概説的な相互理解に少しも質するためである。と同時に、③に結実する比較アーカイヴスの共同研究において、実際のモノにとどまらず、文書以下の文字資料に関する諸現象をどのように説明し、体系化をはかってきたか、つまり各国の史料論での叙述のしかたから比較する姿勢の大切さを学んだことが大きい。

渡辺浩一氏によって率いられた、この比較アーカイヴス共同研究では、いま日欧中世に限っても、宗教権力に伝来するアーカイヴスの卓越という共通項をもつ一方で、中間団体としての「家」の重要性、さらには古文書学における伝来・史料類型としての文書集・写本の軽視

といった日本側の特徴が明瞭に浮かび上がることとなった。

日本の古文書学では、案文や写が単葉のコピーである場合おもに想定している。ゆえに、複数の料紙を貼り継いだり、冊子の状態にした支持体に、文書を次々と写し取っていく史料のコンテキスト分析は近年まで未着手であった。やや乱暴な言い方をすれば、複数の文書が書き写された形態の総体を無視して、個々の文書として写されている文字情報だけを抜き出し、それらをバラバラに把握することを当然視してきたのである。

他方、西欧中世には、教会や修道院を中心に作成されたカルチュレールという書面があり、CIDはそれをつぎのように定義している。¹⁴

自らの財産と権利に関する証書や、その歴史もしくは管理に関する文書を、保管を確実にし参照を容易にするために、全体あるいは時に抜粋の形で書き写した（あるいは書き写させた）個人または法人によって作成された、自らに伝来する転写集成。

文書受給者側の「転写集成」であるカルチュレールの作成や利用の目的にはじまり、書き写された文書の法的機能の有無など、西欧では一九九〇年前後から盛んに議論が積み重ねられているという。¹⁵こうした研究状況を念頭に、文書のオリジナルとはなにか、また各テキスト（文書集など）の作成や機能のあり方に関する日欧間の比較も十分に可能であろう。その際、日本では、紙背文書「群」の解析で培った方法論¹⁶の応用が可能であり、文書集や書継案文といった「転写集成」の意味を深く追究することで、古文書学がこだわる正文・案・写という史料の価値の序列化も克服の途をたどれるにちがいない。

最近、岡崎敦氏は、過去の原本より現在のコピーに大きな価値を付与する場合のある日本中世の権力・集団に注意を向け、既存の法関係

でもその「現在化」(紛失状や校正案文などの作成)が常に求められる、という特徴を見いだしている。そして、東アジアでは飛び抜けて文書原本の保持に執着する日本も、この意味では「東洋の一員」であり、西欧を含めた多元的な比較が欠かせないと説く。¹⁷⁾

もとより「東洋の一員」とされる局面には前提条件があり、証書たりうる文書が消失したシチュエーションや、文書実践を担う人びとの階層差を考慮せねばならない。そのうえで、岡崎氏の問題提起に応えるためにも、紛失状や校正案文に加え、中世後期に増加する冊子体などの文書集に関する史料学的研究を活性化していく必要がある。

まさに「木を見て森を見ず」ともいうべき単葉の文書に対する拘泥ぶりは、間違いなく日本の「文書」定義とそれに立脚した古文書学の創生と通底している。「文書」概念の柔軟化と歩調をあわせた多国間での比較アーカイヴス研究に沈潜していくと、近代日本における「文書」定義の特異性があらためてクローズアップされてくる。

日本の古文書学は、近代の国家的な史料編纂事業を背景として創始された。文書の形式・様式や文言、書体などから真正な文書の種類を区別して名称を与え、体系化をはかる学問である。¹⁸⁾しかし、史料批判を固有の役割とするのみにとどまったわけでもない。

たとえば、様式・形式の変遷自体を、制度的転回を示す重要な情報として汲み上げ、それを分析と叙述に生かす手法の開拓である。古文書学の対象が中世社会に起源をもつ古文書によってほぼ占められていることは、古文書学の脱構築をはかる機運を中世史研究のなかでもっとも育んでいくことになった。

古文書学の創生に大きな役割をはたした黒板勝美氏は、文書・記録・編者の区別を前提に、文書を「自から他に意思を伝えて、ある反応の

起きることを期待する書き物」と定義した。¹⁹⁾対して佐藤進一氏は、一九七六年の論文で、より広範な史料状況に目配りしながら、伝達機能や授受の有無を要件とせず、現実に対して何らかの働きかけや規制をなす書面を文書と規定して、黒板氏以来の特殊日本の定義からの解放を主張するにいたる。²⁰⁾現在ではこれをもとに、日本中世の文書とは「家」「官」などの組織体が保有する文字史料の全体とみなすのが一般的である。²¹⁾

では、西欧における文書学は、そもそも「文書」をいかに定義しているのか。CUDによれば、文書とは何らかの法行為・法状態を記した書き物であり、法廷で立証能力をもち、叙述資料と文書資料との厳密な区別をとらなう。さらに文書資料と書簡を区別したうえで、後者の前者に対する影響や書簡の文書としての生成・機能に関心が及ぶ関係にあるという。²²⁾O・ギョジャン氏は、さらにわかりやすくつぎのように述べる。文書とは、実用目的の文字史料で法的規範に関係・従属し、口承・記憶で不十分になると社会的・経済的關係が矛盾なく機能することを保証する書面である、と。²³⁾

岡崎敦氏は以上をふまえて、西欧における伝統的な「文書」定義および文書形式学の特質を、日本との対比を意識しながら以下の諸点に集約している。²⁴⁾

- ・ 記述資料との対立、法的・行政的性格、真正性の担保。
- ・ 文書として成り立たせるのは内容ではなく形式的要件。
- ・ 文書学の最も重要な対象はオリジナルで、コピーは間接的情報の

参考資料。

岡崎氏によれば、日本における文書の定義は、ア) 法的側面＝真正性への言及を欠き、イ) 形式の一要素(特定宛先の有無)が定義に拡

張されているに過ぎない、ということになる。

まず、イに関しては、前述のように日本の学界でも定義をゆるやかにする道をたどった。ただし西欧の文書形式学が重視する、人称の違いを強く意識した形式・様式の区分が日本の古文書学で希薄なままに推移していることは気にかかる。というのも、日本の古代・中世文書（書状に限らない）には、天皇発給文書の一部などを除き、西欧の中世文書にみられる不特定多数の人びとに向けた形式ではなく、組織・集団・個人といった宛先が明記される（それが形式的であれ）からである。黒板氏の「文書」定義は、書札様文書の抽象化にとどまらず、じつは西欧との対比からこの特徴を重視した結果なのかもしれない。

一方、アについては、中世日本の用例で「文書」「もんそ」がときに書籍等も包接する広い概念であることとの関係がすぐさま思い浮かぶ。差出と宛先の具備を「文書」の定義に据えることで、書籍等が除外できさえすれば、それ以外に文書の真正性を定義づける必要性が古文書学の草創期には自覚されなかったのではなからうか。

黒板氏の古文書学では、古代の行政法にフォルムを規定された「公式様」にはじまり、「公家様」から「武家様」へと実際の政治過程に連動した文書様式の変遷に重心がおかれる。もちろん「公家様」から中世の「武家様」への転回は、前二者の関係より断絶面にも注意が向けられているが、総じて「公式様」「公家様」「武家様」を包接する「文書」というメディアについては古代・中世の連続面が強く意識されていることに変わりはない。

黒板氏の「文書」定義と古文書学は、古代からの形式・様式をあとづけることに核心的な課題をもとめ、その結果として個々の真偽を糺すことはあっても、文書とされる書面が存在するという次元での真正

性はすでに織り込み済みであるようにみえる。文字や文書の作成・使用に関する意識の日欧間における決定的な違いを反映したもの、といえるかもしれない。

日欧での比較文書研究の現場に接してみると、「文書」定義のズレといった基本的な問題は、翻訳をどうするか事態で先鋭的に生じてくる。チュービンゲン大学でのシンポがまさにその舞台となった。詳しくは⑨に収録されたM・リュッターマン論文²⁵を参照願いたい。ひとくちに西欧といっても、*acte écrit*と*Urkunden*とは含意するところが同じではない。日本の史料として用いられる文書をどの言語でいかに翻訳するかは、単に技術的なレヴェルにとどまらない、本質的な課題を提起しているように思われた。

さらに、CIDやギョジャン氏の「文書」定義とのかかわりについて、裁判の証拠たりうる法的機能という要素も注目される。文書が書き物一般と同義ではなく、記述（叙述）資料と明確に峻別され、何らかの法行為にもとづく形式性をともなった（単葉中心の）書面であり、口頭ではカバーしきれない「記憶の管理」に奉仕する可視化されたモノ、という捉え方は日欧で共通する。しかし、中世の日本では、法廷での証拠能力が文書の作成を規定する強力なインセンティブでは必ずしもない。それは口頭やゼスチャーなどによるコミュニケーションが圧倒的優位にある中世西欧のなかで、紛争解決という社会的文脈のもと急速に作成・保存されるようになる文書との決定的な違いではなからうか。

一九五〇年にフランスで刊行されたJ・D・ロングレ氏の『鎌倉時代史料』²⁶は、石井良助氏の著書に依拠して、鎌倉幕府の訴訟手続文書の紹介に紙幅を割いている。これは裁判のための文書という枠組み

が彼地の文書研究者にも理解しやすいと考えたからであろう。現存する日本の中世文書でも訴訟関連史料が目立ち、裁判を媒介にした多様な文書の形式・様式や機能の関連を原本に即して精確に復元することが重視されている。²⁷⁾ その意味でも、紛争解決にまつわる文書の日欧比較は明らかに有効性をもつ。²⁸⁾

しかし、日本側が日欧比較の観点から「文書」の定義に立ち帰ることで、ますます自覚せねばならないのは、以下の事実であろう。すなわち、古代から組織内で意思決定や命令の伝達を行う手続きのなかに、文書の作成と授受が深く、細密に組み込まれていることである。その過程では、宣言のように、口頭での音声から書面へ、さらに証書たる文書に転化していくパターンも少なからず観察される。また、古代の官寺から展開した大寺院のアーカイヴスが、古代末期以来の内部手続文書の宝庫であることは揚言するまでもない。

古代から中世にいたる日本の「文書」が本質的に帯びる性格を考えるためには、やはり行政との癒着を直視せねばならない。古代の文書や帳簿からなる「書類学」が提唱されていることもふまえて、ここでも古代と中世の緊密な協業が求められるのである。

III 書簡と文書のあいだ

比較文書研究の地平から日本の「文書」概念を顧みるとき、黒板勝美氏が書札様文書の形式的特徴を定義の根幹に据えていたことは重大な問題をはらむ。書札様文書、つまり書状や消息といった書簡史料は、古文書学では「文書」のなかに包接される最有力のフォルムをもつ書面とされた。これも中世の日欧間における「文書」定義のズレを象徴する現象である。

一九九〇年にマドリッドで開催された国際歴史学会議の翌年、河音能平氏が『歴史学研究』六二三号に寄稿した「円卓会議 マルコ・ポーロ時代の手稿史料一二五〇—一三三三」²⁹⁾は、このラウンドテーブルのオルガナイザーであるR・H・ブリットネル氏の趣旨を紹介している。すなわち、一九八八年八月の井ヶ田良治氏あてブリットネル書簡によると、記述史料（文学作品を除く）の諸類型についての国際的相互理解をはかるべく、諸文献史料の質・量両面にわたる国際的相違点とその理由を究明することが課題とされる。

ブリットネル氏はその文献史料の類型として、文学作品や年代記、史書を除き、財産所有に関する証書（特許状・土地売券）、裁判記録、財政帳簿、往復書簡、その他の行政記録を挙げた。これらの史料の有無や国際的相違が生じる要因として、以下の着目点を例示する。

- (1) 文書・記録作成の制度・機構
- (2) 文書を書き記すために使用される素材
- (3) 文書・記録の保管・伝来に対する各社会の姿勢
- (4) 過去六五〇年間における文書・記録の喪失の状況

西欧における文書学の伝統的な方法的体系には、文書の外層と内層との区別がある。外層とは支持体の素材や書体、レイアウトからなり、内層はテキスト書式をさす。日本でも翻訳のうえ刊行されたJ・マビヨンの『ヨーロッパ中世古文書学』³⁰⁾を見ても、文書の外層と内層との区別が読みとれる。右の論点(2)は、まさにこうした外層への基本的な関心から出ていることは明らかだ。

しかし日本ではながらく内層に注目が集まり、料紙や筆跡などの外層に本格的な研究のメスが入られるようになったのは近年のことである。³¹⁾ こうした日欧間での文書学にもとづく研究潮流の相違も意識し

ながら、CIBコロックの報告では書状を中心とした文書の機能と切り結ぶ支持体の様態についても論及した。

ところで、河音氏を含むラウンドテーブル参加者の討議では、右の(1)～(4)に加えて、文書や公証人の登記簿に法的効力・権威を付与するファクターも取り上げられたが、書簡についての議論には及ばなかったらしい。ただ、「文書」概念とのかかわりからみると、ブリットネル氏が比較対象に書簡を独自の史料類型として立てていたことはとくに注意を要する。

二〇〇一年の日英集会では、イングランド国王の発給文書がローマ時代の系譜をひく証書から早くに書簡形式へと変容を遂げ、さらに両者の混淆が進行する様相を論じた報告⁽³⁴⁾があり、日本中世の論旨や院宣などと近似した状況を私に想定させた。しかし、九州大学の西洋中世史料論研究会からテュービンゲン大学でのシンポジウムにいたる過程で、西欧中世の文書はほんらい書簡と明確に区別され、むしろ書簡は古代から文学や思想史の研究でもに扱われてきた資料であり、古代末期から中世を通じた文書と書簡との関係自体が研究フロンティアであることを認識するにいたる。

もちろん日本語で「書簡」と翻訳される西欧の書き物が、日本の書状・消息と合致するものなのかどうか、まずは原本を含めた確認作業が不可欠となる。また、古代日本においても、正倉院文書に含まれる官人たちの書状形式の文書だけでなく、高僧の書状や貴族社会での仮名書状などがわずかながらも伝存している⁽³⁵⁾。これらは思想史や書跡、文学の研究資料とはなりえても、歴史学や古文書学で検討されることは稀であった。あまりに伝来数が限られているからであり、文書たる書状の研究をもっぱら委ねられてきた中世以降との接続もはかられて

いない。

では、西欧における文書と書簡の関係はいかに捉えられようとしているのか。二〇〇八年にオルレアンで開催された「中世文学書簡に関する研究集会」において、ギョジャン氏が報告した内容を概観してみよう⁽³⁶⁾。

西欧中世には証書系資料と行政資料の二大区分があり、文書形式学による前者への偏重という研究状況が前提となる。そのうえで、ギョジャン氏は、区別されるべき文書と書簡の関係性として、「書簡の文書化」と「文書の書簡化」という二つのベクトルとそれらの働きを掲げ、西欧中世における文書形式のトレンドを理解する方法のひとつと述べている。

前者の「文書の書簡化」とは、文書実践の普及と深化の進展にともない、発給手続がより簡素で、個別の状況により添いやすい、より緩やかな形式の採用の結果とみる。他方、後者の「書簡の文書化」とは、新たな「書簡化された」文書形式が文書の書記らによる実践を介して文書体系に整理・制度化されていく流れを表現したものである。

ギョジャン氏の論じる二つのベクトルは、抽象度の高い普遍性に富む議論として展開されており、文書と書簡との区別をひとまず措くと、日本の古代末期から中世にかけて進行する書札様文書の様式的拡大をともしなう盛行とパラレルな現象のように見える。

とくに「書簡の文書化」については、日本中世の古文書学でも、古代の官文書に由来する証書（下文など）と書状との様式や機能の混淆、その規範化への模索があとづけられており、関連する史料を含めて参照可能な論理のように思われる。岡崎敦氏が論集⁽⁹⁾で書簡形式文書の日欧比較について整理している内容から、ブリットネル氏の論点(1)を

意識しつつ、少し具体化してみよう。

まず日本に関しては、古代から中世への移行期をとくに重視して、
i) 書簡形式文書の発生と普及は古代国家制度の変容との関連で捉えられる。

ii) 職権的官僚制度の衰退と統治行為における私的な人間関係を重視する過程にあたる。

と概要を把握したうえで、西欧（大陸側）については、

iii) ゲルマン王権における官僚行政の漸次的消滅と王文書としての書簡形式の採用。

iv) 中世末期の一二世紀以降、王権以下の上級権力による「公権力」の自己認識と行政官僚の出現。

v) 役人への行政命令に典型的な「書簡形式の文書」の復活・繁茂。

という経過をたどることが説明される。

このうち、iii)の「王文書としての書簡形式」とは、当初古代ローマの地方役人による行政命令などの模倣であったが、中世には王文書の宛先が「現在および未来のすべての者たちへ」と変化するという。そして、iv)にもとづくv)は、前述した行政内部資料に含まれ、西欧では公権力と官僚制の発展を特徴づける文書形式とみなされることを補足している。

絶対年代のズレはともかく、岡崎氏は中世の日欧における書簡形式文書の繁茂という現象が、王権のもとでの官僚制の展開をメルクマー爾として、まさに正反対の政治的背景のもとにあることを想定する。もとより書簡形式文書の隆盛が西欧では単純な右肩上がりではなく、日欧それぞれの文書実践で中世が古代をどのように引き継いだのかに

差異があることも疑いはない。

ただ、中央政府（朝廷）と武人政権（幕府）の併存ないし複合という日本中世の特異な国制のもとでは、後者を軸に文書の生成に参与する専門家集団が「家」組織の「整備」という体裁のもとに中世末期にむけて発展する様相を呈することも事実である。武人政権やその末端組織の拡充、地方軍事エリートによる広域的な統治機能の強化といった事態が想定される。書簡形式文書への依存をうながす条件として、古代からの既存システムでは律しきれないほどの個人間の意思疎通が訴求される支配階層の膨張を直視する必要がある。

日本の中世を通じた書簡形式文書の発展については、書状を私信として、その公文書化（証書化とも）が進展するというシェーマのもとに考えられてきた。ただ、「私信」とはいつても、近代的な公私観念に照らして判別することは困難をともなう。さしあたり中世日本の書状は、個人間の意思伝達を基本形とした、形式・様式のうえで比較的自由度の高いフォルムの書面と規定するのが適切と考えられる。

問題は、日本の古代末から中世にかけて、なぜ実務的な個人間での文書の作成や授受に最適なフォルムが一般化されねばならなかったのか、という点にある。これは前掲したブリットネル氏の提起にある(1)(2)(3)の論点と有機的にかかわるが、その本格的な究明に備えて、私にはつぎのような歴史的状況が重視される。

日本の書状形式は、古代の政府組織のなかで併存する証書系文書と内部資料系文書のうち、後者に発生して前者に影響を与える傾向を示す。その延長線上に、中世では戦士エリートたちの軍事政権たる幕府の関係者などへ外延的に波及していく。拡大した支配階層内では、位階・官職などにもとづく官文書上のルールからの逸脱とその増殖とい

う現実が進む。それと呼応するように、不均質な支配階層内のコミュニケーション・ツールとして、文字情報の量的・質的裁量を担保する書状に依存する要因の一端をもとめられるのではないか。

その際、日本中世後期（おもに一四世紀以降）における書状の形式的多様化ともかかわって、書状に内在する個人間の儀礼的な要素や機能も拡充されることは見逃せない。料紙の使い分けや戦国時代の印判状など、従前はみられなかった装飾的要素とメッセージ性の付加を含めて、書状をとりまく諸要素の組み合わせによる政治的コミュニケーションの実態^⑨が問われる。あわせて、書簡作成のための規範集や文例集（書札礼・往来物）とその規定力の射程についても、文書実践の具体例と突き合わせながら検証すべきであろう。

西欧中世の書簡史料は基本的にカルチュレールのような文書集に写されて伝来し、史料類型と伝来形態がセットで研究の俎上に乗せられる。対する日本中世では、原本のみならず、前述した非単葉の文書コピー集^⑩（発給者側の照合用の符案、受給側の書写本などの行政台帳系史料）などもあり、おおむね一三世紀以降の史料的条件は恵まれている。

ひとくちに書状の原本といっても、証書とみなされた単葉のものから、記録・典籍類の料紙に利用された紙背文書、さらに仏像等の胎内納入文書や「消息経」のような書状の書き手の身体性に起因する特殊な保存方法^⑪もあり、伝来形態はバリエーションに富む。さらに、文書の内層に関して、古代以来の証書と書簡とのあいだに形式・様式や機能の融合がどのように進むのかについても、継続的に研究の成果が積み重ねられている。

このようなメリットを生かしつつ、文書としての外層と内層、多様な伝来形態に関する情報を総体的に組み合わせた書状の分析から、西

欧中世の書簡体文書研究にむけて発信すべき成果は決して少なくはない。

IV 「複合文書」的史料現象の発する問い

日欧中世の比較文書論に「違い」を際立たせる素材として、日英集でも村井章介氏が論点として抽出した「複合文書」がある。これについては、一九九〇年のマドリッド国際歴史学会議のラウンドテーブルにおける河音能平氏の報告から振り返ってみたい。

河音氏の史料学や文書論については不十分ながらもかつて整理したことがあり^⑫、ここでは重複を避けるが、その特徴は文化人類学や民俗学、アーカイブスなどとの学際的研究を先取りするような分析の必要性（たとえば「文書の足」の解明など）を提起していたことにある。それは河音氏が一九八〇年代から、「史料の存在形態と機能、伝来」のあり方に着目した比較研究の主張にもよくあらわれている。

また、文書論に関しては、文書の機能に作用する伝来・保管論の提起が重要であり、とくに中央政府の文書発給者側に保存される「正式の控」ともいべき書面の概念化が特筆される。西欧中世文書研究者からすると、日本中世にレジストルがあるのか否かは重大な関心事であるが、河音氏の「正式の控」概念はそれにこたえようとしたものとも思われ、具体的には一二世紀末からのフィリップ・オーギュスト治世下における国王宮廷文書のコピー保管^⑬との比較が可能ではないだろうか。

さて、マドリッドにおける河音氏の報告ペーパーは日本語でも公表されているが、軍忠状という文書様式が選択された理由については、^⑭「円卓会議 マルコポーロ時代の手稿史料一二五〇—一三三三」に端的

な説明がある。すなわち、①日本中世の軍忠状にあたる、「軍功にもとづく封土授与」という封建的関係を直截的に示す文書が欧州に存在しないこと、②日本の軍忠状が複合文書の一種であること、である。

③はワルシャワ大学の日本中世史家S・シュルツ氏による指摘をふまえ、④は河音報告の準備をサポートする日・東・西の歴史研究者たち（これが比較中世史料研究会へと発展する）からの助言にもとづくという。

⑤の軍忠状は、軍事政権たる幕府とその封臣（多くは武士）との戦功認定にかかわる手続文書で、一四世紀の全国的内乱を通じて定着・増加する。合戦に参加した武士が自身の戦功を申告する軍忠状を軍事指揮官に提出すると、軍事指揮官がそれを認証する文言と花押を書き加え、当該の武士に戻してやることにより、以後の恩賞請求に役立つ証拠文書になると理解されている。生成のコンテクストとしては戦争状況との兼ね合いが焦点になる。

河音報告もそうした個別事情の説明に紙幅を費やすことになるが、河音氏が軍忠状とその周辺史料に託した意図はそれにとどまらない。たとえば、口頭の音声による伝達と文字化された文書との関係に加えて、戦功認定手続きのうえで軍忠状と一緒に機能する関係者の文書（証言や挙達）とそのコピーがいかに作成され、どのバージョンが誰から誰に授受され、それぞれがどのように機能するか、といった動態の復元がある。真偽判定に腐心する古典的な古文書学とは異なり、河音氏は、同一の文字情報であっても、正文や案文がそれぞれ独自の機能をまとう「版」として生成・使用・保存される状況を認識していたのである。

また、⑥の複合文書とは、軍忠状のように、同一の紙面に時間差と目的の差異をとまなう当事者以外の複数人物による文字や署判が記さ

れ、最終的に当事者のもとに戻される文書をさす。しかも重要なのは、当事者とは異なる人物が文字や署判を記すことによって、文書の機能に何らかの質的な変化が生じると考えられていることである。河音報告には、こうした複合文書の解説を経るなかで、日本の文書史の中世的特質を表現するための論点が埋め込まれていた。

しかし、河音報告の前提をなすべき、日本（中世）の文書に関する概説的理解は欧州に共有されておらず、報告でもそれに類する説明を欠いていたことは否めない。ゆえに、戦功認定手続にかかわる複合文書の諸現象が、日本中世の文書世界にどのような位置をしめるのかは、日本以外の参加者には理解するのが困難だったようである。⁴⁶

二〇一七年のCIDコロックにおいては、そうした反省点をふまえつつ、あえて複合文書をトピックに加えた。なぜなら、複合文書という概念自体を発展的に解消しうる古代史料学の理論的成果があらわれ、そこから新たに課題を整理することが可能になったからである。

そもそも「複合文書」というネーミングは、「複合しない文書」を常態とみる認識にもとづいている。後者は、たとえばAからBに訴願の文書aが出されると、BはAに対して訴願内容を認める文書bを出す、という場合の文書aや文書bにあたる。逆に複合文書ならば、Aからの文書aにBの意思表示がそのまま書き入れられ、Aにもどされることになる。つまり、文書aに文書bが同じ紙面で同居し複合するから複合文書というわけである。

石上英一氏は正倉院文書の緻密な研究にもとづき、その特質として、ひとつの書面が組織や個人の多点間を移動することで、同じ書面に可視化された情報層序が積み重なる事態を挙げた。⁴⁷この考え方のもとでは、複合文書と複合しない文書との違いが、書面の移動とそれによ

て蓄積されていく情報層序の数の多寡として位置づけ直される。

村井章介氏は石上氏の理論を評価しつつも、中世文書には正倉院文書のような性格をもつ例が少数派にとどまり、右に示した文書 a や文書 b のように個人間で一方通行的な文書を次々と鎖状に作成していくのが一般的であると述べ、中世後期にいたる書状の繁茂をその反映として掲げる⁸⁶。

村井氏の指摘した書状でいえば、たしかに文書 a・b のような情報層序 1 の事例が多数をしめる。ただ、A から書状 a をもらった B がそのまま書状 a に返信を書き込んで A に戻す情報層序 2 のケースも少なくはない（勘返状や紙背に返信を書く場合など）。上位者に対する請願文書であれば、それとは別に裁可の文書を出す（情報層序 1）ほか、請願文書それ自体に裁可を書き込む（情報層序 2）ことも皆無ではない。複合文書の呼称を用いるかは別として、同じ書状や請願文書などを介したインタラクティブな意思伝達でも、こうした書面のバリエーションがあらわれるのはなぜか、という問いがあらためて立てられることになる。

日本の中世文書を前にした西欧中世文書研究者との対話で、私は必ず複合文書の原本史料に詳細な解説を加え、同様な文書類型が西欧にあるかを尋ねるようにした。返ってくる回答は、決まって「ない」という趣旨であったが、実際に西欧中世の文書で、複合文書のような形態がほとんど見られないとするならば、この観点からする日欧間の比較は、それぞれに新たな自画像を照らし出す鏡となるかもしれない。

古代ローマ帝国では、請願に皇帝が書面で回答する場合、役人を介しての「書簡」か、当事者からの請願かに応じて、皇帝の「書簡」や請願文書の扱いをめぐり、異なる方法があったとされる⁸⁷。ただ、あま

りに原本の伝来数が少なく、日本側との対比は容易ではない。

中世末期のアヴィニョン教皇庁では、岡崎敦氏のご教示によると、キリスト教世界全体からもたらされる請願（とくに聖職禄や教会役職）に対して、同一文書の下部に教皇庁側の決定（承認などの言及、教皇による署名、日付など）を記す文書類型があるという。ただし、請願文書の形式は三人称で調書の体裁をとり、日本の軍忠状のような一人称の文面で明確な宛先をもつ文書とは異なる。そしてなにより、余白部分に署名などの情報を加える行為は、行政組織内部の手続きであり、文書が請願者に戻されることもなかったようである。

対して、日本の複合文書と概念化された文書実践は、認可や承認などの情報が書き加えられたのち、証書としての機能を帯びて当事者に与えられる。これは増大する訴願に対処するための「認証コスト」軽減策⁸⁸だったのか、それとも訴願文書に直接、裁許を記すことに何らかの特別な意味や価値が見いだされていたのか。日欧の古代・中世をつらぬく比較の具体的な素材がまたひとつ浮上してくることになる。

その際、日本側で留意すべき点として、石上氏のいう文書の移動先には、その文書をいかに機能させるかとかかわって、当該文書のうえに何も痕跡を残さない（情報層序に加わらない）組織や人間が中世には増えていくことである。複合文書という概念から発する古くて新しい問いは、こうした文書をとりまく当事者や関係者たちが、それぞれの場の性格や役割に応じて、いかなる質のコミュニケーションをはかるうとするのか、という命題に置き換えることができそうである。

さらに日本で複合文書（情報層序の数が複数になる）の淵源をさぐるのと、古代の地方行政における文書実践にたどりつく。土地の権利移転を行う際に作成される文書で、売買の当事者が地方役所に届け出て、

関係する役人が承認する旨の文言や署判を加えて当事者に戻す書面がよく知られている。こうした手続文書を「公証」の概念で分析する日本の古代史研究があるように、石上氏や村井氏が投げかける問題は、日欧中世での「公証」とその文書実践に関する比較にも接続する途をひらく。

詳しくは⑦の論集に収録されたストラスブール国際研究集会の成果をみていただきたいが、ここでは中世の都市を対象とする「私文書」(私的な法行為文書)と「公証」に関する日欧比較を試みている。土地の売買や寄進にまつわる文書を例に、中世イタリアでとくに発達した公証人の台帳やキログラフとの「似たもの探し」をすれば、日本中世に公証や公証人は存在しないと決めつけたくもなり、比較研究が躊躇されてきたテーマといえる。

たしかに日本中世に土地売買の証書などを登記するシステムがなかったとみられることは重要であり、証書紛失時は人的ネットワークを駆使した保有関係の再確認によって秩序が維持されるところに社会的特質があらわれる。情報層序の数がいくつになるのかわからないほど、紛失状のように一枚の紙にさまざまな法行為の情報を詰め込んで当事者が保存する文書実践というのは、一見すると整然とした公証とは対極にあるようにも思える。

しかし、土地の権利移転に関して、一〇世紀を境に「官」などに対する登記申請文書から当事者間で授受される契約文書へと変貌していくにせよ、売買当事者以外の人物が契約の保証などに参与するかたちで、契約文書のうえに署判などを付加する法行為は日本の中世社会でも通時的に確認することができる。

古代末期から中世初期にかけての刀祢、中世における下司や公文な

どの荘官層、地頭や地頭代官といった面々がその代表格にあたる。かれらが売買当事者と同時に署判する請人や口入人(保証人・仲介人)とは区別されることはいうまでもない。さらに中世後期には、契約文書の地域社会における浸透や多階層による作成・使用とあいまって、多様な権威・権力による承認・確認を文書上で行う事例が増えていく。

もともと当事者しか署判していない契約文書であっても、かれらと実際の文書作成技術とのギャップを埋める執筆者(契約の仲介者であるケースも)の存在を見過すわけにはいかない。日本中世の「公証人」ともいえる文書作成技術をもった人びとは、僧侶や前述の荘官層、都市当局の役人らと実態が重なっていたとおぼしい。かれらにとっては、契約文書を書いてやり、ときに当事者からの要請にこたえて加署することで、都市から村落レベルにいたる土地保有状況の把握や徴税台帳への情報更新といったメリットが得られたものと推測される。

以上のような文書実践は、日本の中世史学界ではともすると「安堵」行為の範疇に押し込められがちである。しかし、紛失状に署判する近隣住民や都市当局以下の人びとを想起すれば明らかのように、必ずしも主従関係にもとづく文書への加署とは限らない。それはむしろ、西欧中世の非訴事項裁判権といった概念のもとで分析される現象と相似形をなす法行為であり、ここから比較の糸口を見いだすこともできよう。

むすびにかえて

雑駁な議論に終始した本稿を閉じるにあたり、日欧中世文書の比較研究における対象のひろがりに言及して擲筆したい。

これまで私が西欧で原本に接したり、議論に加わる機会を得た史料

は、中世の証書、なかでも国王の発給文書が多くを占めていた。その一方で、城郭や騎士・武士の比較研究では、中世の遺跡や都市の建築物を見つめるたびに、現地の共同研究者から地域の修道院などに伝来する領主階層の発給文書や年代記の内容を耳にすることはあっても、その原本にアクセスすることができずにいた。

文書という範疇からは外れるが、修道院の年代記は、日本の中世を中心とした災害史研究で注目されはじめている地方寺院の年代記との比較が待たれる。ここでは、地域社会での「記憶の管理」を担う宗教組織とそのアーカイヴズにおける日欧間での異同が浮き彫りになるのではない。

現在進行中の「中世の書簡体文書による統治実践と秩序形成における日欧比較研究」（研究代表：高橋一樹）は、中世を通じた「文書」の社会への浸透に書簡を位置付ける日欧比較の試みであるが、そのなかで加納修氏の尽力により、中世末期フランドルの諸侯アーカイヴズを研究するJ・F・ニウス氏に参画してもらうことができた。⁵⁷⁾

研究会でのニウス氏の報告「11〜13世紀のフランス北部における「領主の」証書とアーカイヴズ」によれば、家臣や封（権利）のリスト、封建関係の樹立時に諸権利を「登録」する台帳、封建関係による諸権利の移動を記録する家臣や主君の文書の収集・文書集などがあるという。こうした書面の出現は、封建関係の変質、つまり封建制の物象化の反映であって、当初の人格的関係の要素が希薄化して、もっぱら物権上の資格になると理解されている。

比較封建制研究に回帰するつもりはないが、西欧の一部地域に伝来する、そうした諸侯クラスの文書群は、一四〜一六世紀の国人・大名家に蓄積されたアーカイヴズを新たに比較の俎上に載せてくれる恰好

の素材といつてよい。

さらに最近、南フランスのベジエ地方における中世後期の村落自治体文書を研究される向井伸哉氏の報告をメインに、日本中世の「惣村文書」（菅浦文書）との対照も交えた研究会が開かれた。⁵⁸⁾ 文書論として特段の興味を引いたのは、村落の「自治」に含意される異質な局面を共同体の内（エリートと民衆）・外との関係（対領主・諸侯など）とで二つに分け、それらに対応しながら生み出される5つの文書類が挙げられていることであった。日本中世の「惣村文書」にも内部構成の分類は試みられているが、西欧の方法に顕著な村落共同体に固有の文書類という考え方は大いに参考になる。

折しも日本中世の「地下文書」（地域社会で生成・利用・保存される文書などの書面）を対象とした共同研究が進み、村落だけでなく地域社会の「家」に伝来した中世の文書・帳簿の掘り起こしや史料研究の機運が高まっている。⁵⁹⁾ 古文書学で鬼子扱いされてきた「地下文書」を日本中世の文書実践に正しく位置付けるためにも、地方領主以下の文書を形式面の「墮落」とみて退けるのではなく、むしろ「在地における文書機能の進行、多様化」と捉えかえす西欧史料論のしなやかさもとめられる。

このような文書モノを対象とした比較研究をさらに持続可能な営みとするために、ひとつの個人的なエピソードを介してささやかな声をあげたい。

⑨にまとめられた共同研究の文書調査で、ドイツのマールブルクにあるヘッセン州文書館を訪れた際、M・メルジオヴスキ氏から初期のカロリング王文書を中心とした史料原本を前に、数時間にわたる懇切なレクチャーを受けた。

カロリング家出身の宮宰ピピン3世による王権の奪取は、その発給文書にも変化を及ぼす。初期の宮宰文書は、フランク期の私文書の伝統に連なるものだったが、王号とともにフランク国王文書の諸要素をも受け継いだという。その特徴は、メロヴィング朝君主文書に由来する、エーロンガータと印璽の一貫した使用、クリスモンを付す位置、さらにインティトゥラテオー（称号表記）の書き方にあるとされる。カロリング王文書のこうしたテキスト内層についての説明は前置きで、メルジオヴスキ氏の主眼は文書の外層をなす支持体の説明におかれていた。同氏はピピン3世の宮宰時代から国王即位後の発給文書をいくつか並べて、贅沢なことに複数の原本を使って支持体の羊皮紙を観察される変化を可視化してくれたのである。

宮宰時代の文書には十分な方形を確保できずに羊の体形を一部残した丸みを帯びる獣皮紙が使われていたものの、国王文書の段階にはそれがなくなっていた。もちろんその背景には、獣皮紙の需要増大と生産技術の向上といった事情も指摘されたが、同一人物が宮宰から国王に即位すると、発給文書に使う支持体にもそれと連動した質的な変化を抽出できるとする解説はきわめて示唆に富む。

見学の終わりに謝意を伝えると、メルジオヴスキ氏は「私たちが日本を訪れたときに、君が博物館でしてくれたことを真似ただけだよ」と、私にも理解できるわかりやすい英語で返してくれた。このときあらためて、数時間にわたる日独語間の濃密なやりとりの通訳を完璧にこなした菊地重仁氏の存在抜きには、すべてが成り立たなかったことを思い知る。

本稿でふれた西欧の先端的な研究業績にしても、岡崎敦氏が触媒となることでアクセスできたものであり、日本国内での日常的な協業

がいかに大切であるかを再認識させてくれる。そうした個々の研究者ネットワークを土台にしつつも、多国間にまたがる史料原本を共有した研究の機会をさらに確保・拡充するためには、より組織的な態勢を構築することが急務だと考えられる。

マドリッド国際歴史学会議のラウンドテーブル報告を準備する過程で、河音能平氏は比較中世史料研究会の前身を立ち上げると同時に、日本古文書学会の活動に位置付けることを望み、学会もそれに呼応している。しかし、その後の三十年あまり、国内外にわたる継続的な研究の交流や成果の発信は必ずしもみえてこない。CIDに代表される国際組織と日本古文書学会との連携を含めて、古文書学とその達成をグローバルな環境のもとにブラッシュアップするべく、いまこそ一歩を踏み出すタイミングなのではなからうか。

【註】

- (1) 高橋一樹「中世史料学の現在」(大津透他編『岩波講座日本歴史』二一巻史料論、岩波書店、二〇一五年)。
- (2) 文書実践については、岡崎敦「古代・中世文書資料の日欧比較」(小口雅史、マーク・メルジオヴスキ他編『儀礼・象徴・意思決定』思文閣出版、二〇二一年)を参照。
- (3) 服部良久「河音先生と『比較史』」(『河音能平著作集』5 中世文書論と史料論)文理閣、二〇二一年)。
- (4) 朝河貫一の入来院文書に関する研究の比較史的位置づけについては、佐藤雄基『「入来文書」の構想とその史学史上の位置』(海老澤衷他編『朝河貫一と日欧中世史研究』吉川弘文館、二〇一七年)。
- (5) 高橋一樹「鎌倉幕府の成立・展開と武家文書」(鶴島博和・春田直紀編『日英中世史料論』日本経済評論社、二〇〇八年)。

- (6) 森本芳樹「序論 史料論の確立と国際比較への途—熊本シンポジウムの意味—」(前掲『日英中世史料論』)。
- (7) ユーディット・フレリッヒ「日欧中世史料論についてのノート」(『九州史学』一三一号、二〇〇二年)。
- (8) 岡崎敦「中世史料学の日本と西欧」(『歴史学研究』七〇六号、一九九八年)。
- (9) 村井章介「日英中世史料論終論」(『中世史料との対話』吉川弘文館、二〇一四年。初出は二〇〇八年)、同「中世史料論」(前掲『中世史料との対話』。初出は一九九九年)。
- (10) ブノワ・ミシエル・トック(岡崎敦訳)「西欧中世の私文書(10—13世紀)」(『史淵』第一四四輯、二〇〇七年)、アンドレス・マイヤー(中谷惣訳)「西洋中世の公証人制度」(渡辺浩一他編『契約と紛争の比較史料学』吉川弘文館、二〇一四年)。
- (11) このテーマに関する近年の注目すべき研究成果は高橋一樹注1論文を参照。
- (12) 高橋一樹注1論文。
- (13) 渡辺節夫・近藤成一「La diplomatie du Japon médiéval, un regard croisé」*Bibliothèque de l'École des Chartes*, 2003.
- (14) 藤本太美子「十二世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐる一クロスリチャネル・エステイトの構造分析のために」(『史学』七〇巻三・四号、二〇〇一年)。
- (15) カルチュレールを論じる日本語論文は多いが、基本的な情報について、岡崎敦「フランスにおける中世古文書学の現在—カルチュレール研究会(一九九二年十二月五—七日、於パリ)に出席して—」(『史学雑誌』一〇二巻一号、一九九三年)を参照。
- (16) 五味文彦『武士と文士の中世史』(東京大学出版会、一九九二年)。
- (17) 岡崎敦注2論文。
- (18) 佐藤雄基「明治期の史料採訪と古文書学の成立」(松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ—』山川出版社、二〇一五年)。
- (19) 黒板勝美「日本古文書様式論」(『虚心文集 第六』吉川弘文館、一九四〇年。一九〇三年稿)。
- (20) 佐藤進一「中世史料論」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年。初出一九七六年)。
- (21) 村井章介注9「中世史料論」。
- (22) 岡崎敦「文書形式学」(高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会、二〇〇五年)。
- (23) オリヴィエ・ギョジャナン(渡辺節夫訳)「フランスにおける中世史料」(東京大学史料編纂所編『歴史学と史料研究』山川出版社、二〇〇三年)。
- (24) 岡崎敦注8「中世史料論」。
- (25) マルクス・リュッターマン「二つの「中世」における「ウルクンデ/シャルト」を「文書」(前掲『儀礼・象徴・意思決定』。なお、ドイツにおける文書と文書形式学については、マーク・メルジオヴスキ(津田拓郎訳)「ドイツ語圏における文書形式学とコミュニケーション・ゲルマニエ・ヒストリカ」(渡辺浩一責任編集『人間文化研究資料の多元的複眼的比較研究』(人間文化研究機構、二〇一〇年)が参考になる)。
- (26) Jouon des Longrais, *Age de Kamakura, Sources (1150–1333), Archives Chartes Japonaises (Monjo)*, Tokyo/Paris, 1950. 本書の存在とその概要を最初にご教示いただいたのは西岡芳文氏である。
- (27) 村井章介注9「中世史料論」。
- (28) 日欧の中近世における比較紛争史研究の成果として、藤本久志監修、服部良久・蔵持重裕編『紛争史の現在』(高志書院、二〇一〇年)がある。
- (29) 早川庄八「宣旨試論」(岩波書店、一九九〇年)。
- (30) 山口英男「正倉院文書と古代史料学」(大津透他編『岩波講座日本歴史』二二巻歴史学の現在、岩波書店、二〇一六年)。
- (31) 河音能平「円卓会議 マルコ・ポーロ時代の手稿史料二二五〇—二三三

- 三〕『河音能平著作集5 中世文書論と史料論』文理閣、二〇一四年。初出は一九九二年。
- (32) ジャン・マビヨン(宮松浩憲訳)『ヨーロッパ中世古文書学』(九州大学出版会、二〇〇〇年)。
- (33) 林譲「源頼朝文書第一筆跡について―筆跡研究の可能性―」(『鎌倉遺文研究』二三号、二〇〇九年)以下の一連の論文や湯山賢一「古文書の研究―料紙論・筆跡論」(青史出版、二〇一七年)。
- (34) アン・ウィリアムズ「チャーター、告知文書、そして手紙―征服前イングランドにおける文書史料―」(前掲『日英中世史料論』)。また、渡辺節夫・近藤成一注13論文でも、書簡と証書の相互影響関係が論じられている。
- (35) 空海から最澄にあてた尺牘三通からなる「風信帖」など。また、文学の立場からの仮名書状の研究としては、久曾神昇『平安時代仮名書状の研究』(増補改訂版、風間書房、一九九二年)、同『中古中世仮名書状集』(風間書房、二〇〇〇年)などがある。
- (36) 岡崎敦「西欧中世における「書簡」資料をめぐる諸問題」(新井由紀夫編『中・近世西欧における書簡とコミュニケーション』キックオフ・シンポジウム報告書)お茶の水女子大学、二〇一八年)。
- (37) さしあたり、富田正弘「中世史料論試論」(『中世公家政治文書論』吉川弘文館、二〇一三年。初出は一九九二年)、高橋一樹「文書実践としての中世文書史」・佐藤雄基「中世日本における書状の広がり」(小島道裕他編『古文書の様式と国際比較』勉誠出版、二〇二〇年)などを参照。
- (38) 岡崎敦注2論文。
- (39) 高橋一樹「中世前期における書状のコミュニケーション論的考察」(矢田俊文編『戦国期文書論』高志書院、二〇一九年)。
- (40) 日本中世における符案のまとめた研究成果には、桑山浩然『室町幕府関係引付史料の研究』(科研費報告書、東京大学史料編纂所、一九八九年)、末柄豊『室町・戦国期の符案に関する基礎的研究』(科研費報告書、
- 東京大学史料編纂所、二〇〇六年)がある。
- (41) 高橋一樹注1論文。
- (42) 高橋一樹「解説」(前掲『河音能平著作集5 中世文書論と史料論』)。
- (43) 井上陽子「中世盛期フランスにおける公文書発給とその管理」(『名古屋大学大学院文学研究科教育研究推進室年報』五号、二〇一五年)。
- (44) 河音能平「中世日本における軍忠状文書様式の成立」(前掲『河音能平著作集5 中世文書論と史料論』。初出は一九九三年)。
- (45) 岡崎敦「西洋中世において「愛の書簡集」は何であったか」(春田直紀、新井由紀夫、デイビット・ロフ編『歴史的世界へのアプローチ』刀水書房、二〇二一年)。
- (46) 岡崎敦注8論文。
- (47) 石上英一『日本古代史料学』(東京大学出版会、一九九七年)。
- (48) 村井章介注9論文。
- (49) 山下孝輔「ローマ帝政前期における請願・回答制度と法の形成―農村社会の事例から」(『史林』九六卷六号、二〇一三年)。加納修氏のご教示による。
- (50) マーク・メルジオヴスキ(津田拓郎訳)「カロリング期における文書発給者と受給者」(前掲『儀礼・象徴・意思決定』)。
- (51) 梅村喬『日本古代社会経済史論考』(塙書房、二〇〇六年)。
- (52) 清水克行「日本中世後期の私文書と公権力」(前掲『契約と紛争の比較史料学』)。
- (53) 高橋一樹「日本中世の土地証文類にみる文書の作成・機能と時間認識」(前掲『歴史的世界へのアプローチ』)。
- (54) 高橋一樹「中世前期における私文書の「公証」とその方法」(前掲『契約と紛争の比較史料学』)。
- (55) 岡崎敦「非訴訟治権とはなにか―教会とフランス王権を中心に―」(『西洋中世史料論研究会』平成二二年度研究成果報告書、九州大学人文科学研究院、二〇二一年)。ブノワ・ミシェル・トック(岡崎敦訳)「中世ヨ―

ロッパにおける私的な法行為の公証手段としての教会の印章」(前掲『契約と紛争の比較史料学』)。

- (56) 矢田俊文「中世後期の地震と年代記」(『東北中世史研究会会報』一二二号、二〇一二年)、片桐昭彦「災害記録としての『常光寺王代記并年代記』」(『災害・復興と資料』一二号、二〇一〇年)。

- (57) 大浜聖香子『12-13世紀におけるボンティウ伯の中規模領邦統治』(九州大学出版会、二〇一九年)は、ニウス氏の指導も受けた著者による諸候文書の研究である。

- (58) 向井伸哉「中世後期南仏ベジエ地方における村落自治と村落文書―中近世畿内地方との比較を念頭に―」および宇佐見隆之「コメント 南仏中世村落文書と日本中世惣村文書」(『歴史科学』二四六号、二〇二一年)。

- (59) 春田直紀編『中世地下文書の世界』(勉誠出版、二〇一六年)。
 (60) 岡崎敦「西欧中世研究の「文化史的」読解」(『思想』一〇七四号、二〇一三年)。

- (61) 河音能平注31論文。

【付記】本稿は大会での報告内容にもとづき構成を組みかえたものである。ここに銘記してご諒解を得たい。

(明治大学文学部)